

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 11 月 17 日 (火) 第 159 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 指定外来動植物の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件) (障害福祉課取扱い) 4
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 7  
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 7
- 落札者等の公告 (総務福利課取扱い) 7
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 8
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 10

### 公 告

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 公 安 委 員 会 告 示

## 告 示

### 鹿児島県告示第1003号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例(平成31年鹿児島県条例第24号)第7条第1項の規定により、次のとおり指定外来動植物を指定し、令和3年2月1日から施行する。

令和2年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
ミシシippアカミミガメ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準(令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。)に定める移動用施設、水槽型

		<p>すること。</p> <p>(4) 飼育場内に産卵・ふ化が可能な場所がある場合、出現が予想される幼体の逸出防止とその飼育に備えること。それが困難な場合は、あらかじめ陸域をコンクリート等で固めるなどして、繁殖を防ぐこと。</p> <p>(5) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。</p> <p>(6) 終生飼養に努めること。</p>	<p>施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設</p>
カムルチー	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や稚魚等が流出しないよう過後に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	<p>適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設</p>
アメリカザリガニ	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や幼体等が流出しないよう过后に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	<p>適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設</p>
タイワンシジミ種群	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 適合飼養等施設の水替えをする場合は、卵や幼生等が流出しないよう过后に排水を行うこと。</p> <p>(4) 終生飼養に努めること。</p>	<p>適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設</p>
アメリカネナシカズラ	県内全域	<p>(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。</p> <p>(2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。</p> <p>(3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれが</p>	<p>適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設</p>

		ない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	
メリケントキンソウ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等を行う指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設

**鹿児島県告示第1004号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大島郡瀬戸内町大字蘇刈字屋ノ畑187番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1005号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南九州市川辺町神殿字古殿堀38番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
土地改良事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1006号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
よしの脳神経外科・消化器外科	鹿児島市吉野二丁目13番16号	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療
鹿児島厚生連病院	鹿児島市与次郎一丁目13番 1 号	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療
記念クリニック奄美	奄美市笠利町節田字大湊1450 - 1	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1007号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
スター調剤薬局上福元店	鹿児島市上福元町3605番地	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療
大手町調剤薬局	鹿屋市西大手町 5 番 3 号	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1008号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
中山クリニック	薩摩川内市高城町1602	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1009号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
平和薬局	鹿児島市荒田二丁目74番 2 号	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療
マリンバ調剤薬局	鹿児島市東千石町 2 番 14 号 プ レール東千石101号	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療
さと薬局	薩摩川内市平佐町1689番地 8	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療
中ノ丸薬局	始良市東餅田字中ノ丸433番 地17	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療
ピッコロ調剤薬局	始良市平松4745番地 3	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療
ふじ薬局	鹿屋市下祓川町1792番地 2	令和 2 年	精神通院医療

		7 月 1 日	
久保薬局	奄美市名瀬港町 4 番 21 号	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1010号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社オアシス	曾於市末吉町南之郷4354番地2	さくら訪問看護ステーション	曾於市末吉町南之郷4354番地2	令和 2 年 7 月 1 日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第1011号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業の期間 令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 3 月 16 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

## 鹿児島県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 11 月 17 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	竜郷奄美空港線	奄美市笠利町大字用安字神ノ子1311番7地先から1311番10地先まで	前	20.8～39.1	121.2
			後	16.8～27.3	121.2

## 鹿児島県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 11 月 17 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字堀川 14955番地先から同町野間 字吹揚14279番1地先まで	前	8.1~25.2	1,179.1
			前	10.9~64.6	1,150.7
			後	10.9~64.6	1,150.7
		後	17.2~84.4	201.0	
		熊毛郡中種子町野間字吹揚 14279番1地先から同町野 間字永田尻平14078番1地 先まで	前	17.2~84.4	201.0

## 鹿児島県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年11月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字堀川14955番地先から同町野間字吹揚14279番1地先まで	令和2年 11月17日
		熊毛郡中種子町野間字吹揚14279番1地先から同町野間字永田尻平14078番1地先まで	

## 鹿児島県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年11月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字長田 13971番3地先から同町田 島字大久保4054番3地先ま で	前	6.0~41.7	2,355.0
			前	11.7~56.8	1,753.0
			後	11.7~56.8	1,753.0

## 鹿児島県告示第1016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年11月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	野間島間港線	熊毛郡中種子町野間字長田13971番3地先から同町田島字大久保4054番3地先まで	令和2年11月17日

## 鹿児島地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年11月17日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ミライへ	いちき串木野市東塩田町1番地3F	株式会社美来	いちき串木野市東塩田町140番地	野元 陽平	令和2年11月1日	就労継続支援B型

## 始良・伊佐地域振興局告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年11月17日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きらめき	始良市平松4951番地11	合同会社G r o w U p	始良市平松4951番地11	坂元 翔太	令和2年11月1日	居宅介護・重度訪問介護

## 大島支庁告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和2年11月17日

大島支庁長 田中完

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
G a r d e n	大島郡龍郷町大勝1006番1	合同会社S t e a d y & C o	奄美市名瀬小浜町27番8号	内堀 亮太	令和2年10月31日	就労移行支援

## 公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年11月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

- 電気通信サービス（教育情報ネットワーク整備業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 Q T n e t  
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 落札金額  
130,739,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年8月28日

### 選挙管理委員会告示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年11月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 設立の届出があった政治団体  
その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上野あきら後援会	上野 聡	上野 梢	南さつま市加世田川畑1482-1	令和2年10月29日
鹿児島県神谷まさゆき後援会	上野 泰弘	吉水 久純	鹿児島市与次郎二丁目8番15号	令和2年10月9日
竹下ひでき後援会	竹下 秀樹	若水 太司	西之表市西町7112番地	令和2年10月23日
南海青雲塾	上野 勝雄	上野 勝雄	西之表市西町7129-1	令和2年10月2日
まつかぜの会	福元 修三郎	下船 昭美	鹿児島市荒田一丁目16番18号	令和2年10月29日
和田かおり応援団	西田 薫	迫川 浩英	西之表市安城2702-28	令和2年10月26日

- 2 異動の届出があった政治団体

- (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県薬剤師支部	上野 泰弘	会計責任者の氏名	吉水 久純	谷口 欣平	令和2年6月14日

- (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体



政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
米永あつ子後援会	野呂 正和	政治団体の 名称	米永あつ子後 援会	米永あつこ後 援会	令和 2 年 10 月 25 日
		代表者の氏 名	野呂 正和	道下 陽子	
		国会議員関 係政治団体 の区分	法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号 に係る国会議 員関係政治団 体	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	
		公職の候補 者の氏名及 び公職の種 類 (第二号)	米永 あつ子, 衆議院議員		

## イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
帯田やすみち後援会	平野 哲寛	主たる事務 所の所在地	薩摩川内市樋 脇町市比野 2166	薩摩川内市樋 脇町市比野 2565	令和 2 年 10 月 10 日
鹿児島県藤井基之 薬剤師後援会	上野 泰弘	会計責任者 の氏名	吉水 久純	谷口 欣平	令和 2 年 6 月 14 日
鹿児島県本田あき こ後援会	上野 泰弘	会計責任者 の氏名	吉水 久純	谷口 欣平	令和 2 年 6 月 14 日
鹿児島県薬剤師連 盟	上野 泰弘	会計責任者 の氏名	吉水 久純	谷口 欣平	令和 2 年 6 月 14 日
ふくいきよのぶ後 援会	福井 清信	主たる事務 所の所在地	西之表市西町 192番地	西之表市西町 15番地	令和 2 年 10 月 1 日
前田和文後援会	永田 秀信	代表者の氏 名	永田 秀信	久保田 瑞穂	令和 2 年 10 月 8 日
		会計責任者 の氏名	国ノ十 悦男	国ノ十 直美	
みたぞのさとし後 援会	三反園 訓	主たる事務 所の所在地	鹿児島市西紫 原町 7 番地 12	鹿児島市真砂 町 57-10- 201	令和 2 年 10 月 6 日
		会計責任者 の氏名	中園 勝彦	肥後 貞人	
八板俊輔後援会	田上 容正	主たる事務 所の所在地	西之表市東町 52-1 1 階	西之表市西之 表 9934 番地 7	令和 2 年 10 月 1 日

## 3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏 名	解 散 年 月 日
おくやま雅貴後援会	鹿児島市加治屋町 12- 13 福岡デンタルビル 6 F	奥山 雅貴	令和元年 12 月 31 日
南海青雲塾	西之表市西町 7129-1	上野 勝雄	令和 2 年 4 月 21 日

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第118号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 11 月 17 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAわんわんパラダイスV-GO	株式会社サンスリー	0P0709
ぱちんこ遊技機	PAわんわんパラダイスV-GBA	株式会社サンスリー	0P0666
ぱちんこ遊技機	PA大海物語4スペシャルRBA	株式会社三洋物産	0P0594
ぱちんこ遊技機	P大海物語4スペシャルLTZ	株式会社三洋物産	010001
ぱちんこ遊技機	PピンクレディーHIYZ3	株式会社アムテックス	0P1039
回胴式遊技機	Sパチスロ青の祓魔師L1	株式会社オリンピア	9S1717